町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 141 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
八代学園短期入所事業所	社会福祉法人 八代愛育会	平成 15 年	43000300006136	児童短期入所
八代市二見本町 240 番地	八代市二見本町 240 番地	2月10日		
	吉住 敏郎			

熊本県告示第 142 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
グループホームこすもす	社会福祉法人 熊本県手をつ	平成 15 年	43000200018140	知的障害者
下益城郡松橋町大字両仲	なぐ育成会	2月10日		地域生活援助
間 116 番地の 1	熊本市南千反畑町3番7号			
	川村 隼秋			

公 告

熊本県公告第 119 号

建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。)第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、平成 15 年度中に熊本県が実施する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等について、次のとおり公示する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 3 条の規定の適用を受ける調達契約について、その資格審査を申請する者にあっては、この限りでない。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する指定経営状況分析機関が規則第19条の9第1項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成 15 年 2 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者

2 申請の対象となる審査基準日

平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日までの間で営業年度が終了する日

3 審査日及び審査場所等

別添「経営事項審査日程表(以下「日程表」という。)」のとおり

- 4 審査日の予約
 - (1) 予約先

主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所

(2) 予約の期限

平成 15 年 10 月 31 日まで

(3) 予約の方法

予約を行う審査日は、日程表のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、